

境川流域総合治水対策協議会

日 時：令和3年9月13日（月）14:30～
WEB 会議開催

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 神奈川県県土整備局河川下水道部長

3. 議 題

- 1) 境川流域総合治水対策協議会設置要領の改定について (資料1)
- 2) 境川水系流域治水プロジェクト（案）について (資料2)
- 3) 今後の進め方について (資料3)

4. 質 疑 等

[配布資料]

資料1	境川流域総合治水対策協議会設置要領 改定案
資料2	境川水系流域治水プロジェクト（案）
資料3	今後の進め方について

境川流域総合治水対策協議会設置要領（案）

（協議会の設置）

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい境川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、境川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は境川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

- 1 境川流域整備計画の実施に関する協議。（ただし、流域水害対策計画策定後は、所掌事項から削除する。）
- 2 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議。

（協議会の組織）

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事会に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年8月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年11月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年〇月〇〇日から施行する。

○ 印は座長

- 東京都 : 総務局総合防災部長
都市整備局都市づくり政策部長、都市基盤部長
建設局企画担当部長、河川部長
- 町田市 : 下水道部長、政策経営部長、防災安全部長
北部・農政担当部長、道路部長、都市づくり部長
- 横浜市 : 政策局長、総務局危機管理室長、環境創造局長
建築局長、都市整備局長、道路局長
- 相模原市 : 危機管理局长、環境経済局長、都市建設局長
- 鎌倉市 : 共生共創部長、市民防災部長
まちづくり計画部長、都市景観部長、都市整備部長
- 藤沢市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長
下水道部長
- 大和市 : 市長室長、政策部長、環境施設農政部長
街づくり施設部長
- 神奈川県 : 暮らし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農政部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長

以上 44 名

境川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

[] は座長、○印は各都市の窓口を示す。

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
東 京 都	総務局 都市整備局 〃 建設局 〃	総合防災部：計画調整担当課長、防災対策課長 都市づくり政策部：土地利用計画課長 都市基盤部：施設計画担当課長 河 川 部：○中小河川計画担当課長、防災課長 総 務 部：計画担当課長
町 田 市	下水道部 政策経営部 防災安全部 経済観光部 道路部 都市づくり部 〃	○下水道経営総務課長 企画政策課長 防災課長 農業振興課長 道路政策課長 都市政策課長、土地利用調整課長 開発審査担当課長、公園緑地課長
横 浜 市	政策局 総務局危機管理室 環境創造局 〃 建築局 〃 〃 〃 都市整備局 道路局 〃 〃	政 策 部：政策課担当課長 危機管理室危機管理部：防災企画課長 政策調整部：政策課みどり政策調整担当課長 農 政 部：農政推進課長 下水道計画調整部：下水道事業マネジメント課長 企 画 部：企画課長、都市計画課長 建築防災課がけ狭あい担当課長 建築指導部：建築企画課長 宅地審査部：宅地審査課宅地企画担当課長 企 画 部：企画課長 計画調整部：企画課長 道 路 部：維持課長 河 川 部：○河川企画課長
相 模 原 市	危機管理局 環境経済局 〃 都市建設局 〃 〃 〃	危機管理課長 経 済 部：農政課長、 <u>森林政策課長</u> 環境共生部：水みどり環境課長、公園課長 <u>まちづくり推進部</u> ：都市計画課長、開発調整課長 建築審査課長、市営住宅課長 道 路 部：道路計画課長、○河川課長 下水道部：下水道経営課長
鎌 倉 市	<u>共生共創部</u> <u>市民防災部</u> まちづくり計画部 〃 都市景観部 都市整備部 〃	<u>企画課長</u> <u>総合防災課担当課長</u> 市街地整備課長、深沢地域整備課担当課長 <u>都市計画課担当課長</u> 都市調整課長、開発審査課長、 <u>みどり公園課長</u> <u>道路課長</u> 、○ <u>下水道河川課長</u> <u>農水課長</u>

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 防災安全部 経済部 計画建築部 都市整備部 道路河川部 下水道部	企画政策課長 防災政策課長 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長 下水道総務課長
大 和 市	市長室 政策部 <u>環境施設農政部</u> <u>街づくり施設部</u>	危機管理課長 総合政策課長 農政課長、 <u>○下水道・河川施設課長</u> 街づくり総務課長、街づくり計画課長
神 奈 川 県	くらし安全防災局 環境農政局 " " 県土整備局 " " "	防 災 部： <u>危機管理防災課長</u> 総 務 室：企画調整担当課長 緑 政 部：森林再生課長 農 政 部：農地課長 都 市 部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 道 路 部：道路企画課長 河川下水道部：[河川課長]、砂防海岸課長 下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長 厚木土木事務所津久井治水センター所長 横浜川崎治水事務所長

以上 87 名

境川水系 流域治水プロジェクト【位置図】 (案)

～ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水 ～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、境川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10※1（時間雨量約60mm）の規模の洪水を安全に流下させ流域における浸水被害の軽減を図る。



■被害対象を減少させるための対策

- 沿川における区域区分、用途地域の設定
- 家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外
- 農地における保水・浸透機能を高める取組
- 土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 想定最大規模降雨を対象としたハザードマップの策定、周知、活用
- 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- 水位計・河川監視カメラの増設及び管理
- タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- 防災教育や防災知識の普及
- 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
- 要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- マイ・タイムラインの取組推進
- 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- 公共施設等の耐水化
- 移動式排水設備（排水ポンプ車等）の整備・運用
- 水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 等

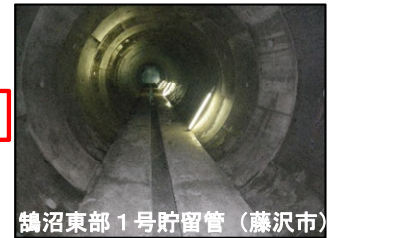
■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 護岸整備、河道拡幅、河道掘削、洪水調節施設整備
- 既存遊水地の長寿命化対策
- 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の管理
- 下水道施設の耐水化
- 雨水貯留施設の整備
- 校庭貯留施設の管理
- 自然地の保全、森林の整備
- 住宅等における各戸貯留対策
- 雨水貯留浸透施設の設置促進や管理による河川への流出抑制の取組
- グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備
- 雨水浸透阻害行為の指導
- 急傾斜地崩壊防止施設等の整備

（いのちとくらしを守る土砂災害対策） 等

※境川水系の管理区分

- 境川（本川）：神奈川県、東京都
- 支川（宇田川、平戸永谷川）：横浜市
- その他の支川：神奈川県



凡例

- 流域界
- ▲ 洪水調節施設（実施済）
- 雨水貯留施設（実施済）
- 下水道施設（新規）

※1 東京都管理区間は年超過確率1/20（時間雨量概ね65mm）に対応した洪水調節施設を含む
 ※ 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

二級水系
流域治水プロジェクト

境川水系 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水 ～

- 境川では、都、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川における対策として、洪水調節施設（風間遊水地、境川金森調節池、境川木曾東調節池、境川中流第三調節池（仮称））を整備し、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 - 【中期】 相鉄橋梁架替や柏尾川新規遊水地を完成させ、新たな洪水調節施設の整備に着手する。また、引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 - 【中長期】 引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅や河道掘削を進めるとともに、洪水調節施設の完成を目指す。
- あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできる だけ防ぐ・ 減らすための 対策	護岸整備、河道拡幅、河道掘削	神奈川県 東京都、横浜市	境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 相鉄橋梁架替完成 → 境川(東京都管理区間)		
	河道拡幅 河道掘削	横浜市	阿久和川(橋際橋～村下橋)、いたち川(紅葉橋～神戸橋) 和泉川、いたち川、舞岡川、阿久和川、宇田川、平戸永谷川		
	護岸整備、河道拡幅(準用河川)	横浜市 鎌倉市	舞岡川(右支川合流～道岐橋) 新川(河道整備) → 風間遊水地完成 → 柏尾川新規遊水地完成		
	洪水調節施設整備	神奈川県 東京都 横浜市	境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 境川(東京都管理区間) 境川金森調節池・境川木曾東調節池取水開始 → 境川中流第三調節池(仮称)取水開始 → 遊水地(舞岡川・和泉川・阿久和川・宇田川・宇田川第二・平戸永谷川)		
	ポンプ施設の整備 雨水貯留施設の整備	横浜市 藤沢市 町田市	栄第二水再生センター第4ポンプ施設の整備 → 戸塚、笠間ポンプ場の再構築 (仮称)柏尾川右岸雨水幹線、飯島雨水調整池の整備 新設道路整備に伴う雨水貯留施設の整備		
	校庭貯留施設の管理	相模原市	校庭貯留施設の管理		
	グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備	横浜市	雨水浸透機能を持つ公園・緑地等の整備		
	雨水浸透阻害行為の指導	流域都県・6市	境川特定都市河川流域内の法規制によるもの		



被害対象を 減少させる ための対策	沿川における区域区分、用途地域の設定	横浜市	浸水の恐れのある地域については、原則として新たに低層住居専用地域の指定は行わないなど、用途地域の選定にあたり考慮する。		
	「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外	相模原市	立地適正化計画において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外		
	土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組	鎌倉市			

被害の軽減、 早期復旧・ 復興のための 対策	ソフト対策のための整備	神奈川県、東京都、 横浜市、鎌倉市	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	流域都県・6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		

※流域都県・6市
神奈川県、東京都、
横浜市、相模原市、鎌倉市、
藤沢市、大和市、町田市

○境川水系では、既に総合治水対策協議会において、境川総合治水対策に係る施策について協議・推進しているが、新たに危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、より一層流域全体での治水対策を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

【検討スケジュール】

3月26日【済】

第1回 境川流域総合治水対策協議会

- ・設置要領の改正（新規参画構成員を追加）

流域治水に係る取組み状況の把握 → アンケート調査を実施 【5月】

事務局にて流域治水プロジェクト（案）を作成

8月25日【済】

境川流域総合治水対策協議会幹事会

- ・流域治水プロジェクト素案について協議 → 協議会に諮る案の作成

9月13日（本日）

第2回 境川流域総合治水対策協議会

- ・流域治水プロジェクト公表案について協議
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有（記者発表スケジュール）

9月中～下旬

境川水系流域治水プロジェクト 公表

流域治水や特定都市河川法の改正に係る国の動向を注視

10月以降

境川流域総合治水対策協議会幹事会・協議会（適宜実施）

- ・特定都市河川法に関すること
- ・流域治水プロジェクトのフォローアップ 等